

答 申

1 審査会の結論

佐賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定及び非開示決定において開示しないこととした部分のうち、次に掲げる部分は非開示が妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。また、実施機関が同時に行った不存在決定は妥当である。

捜査第一課の平成 1 4 年度の捜査費現金出納簿のうち、「月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄

捜査第一課の平成 1 4 年度の国費の捜査費総括表のうち、1 2 月分の捜査費総括表の「本月支払額」欄及び「残額」欄並びに 1 月分の捜査費総括表の「前月より繰越額」欄、「本月受入額」欄、「本月支払額」欄及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（ ）又は追給額」欄並びに 2 月分の捜査費総括表の「前月末、未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（ ）」欄

捜査第一課の平成 1 4 年度の捜査費支出伺のうち、個別の事件名や捜査費を必要とする理由等が記載される「支出事由」欄、捜査費の交付を受ける担当捜査員の官職・氏名の各欄、交付する金額の欄、「交付年月日」欄、支出伺の年月日、金額（当該支出伺において支出予定の額として冒頭表記されたもの）、捜査員の官職・氏名（当該支出伺において支出予定の金額の渡し先として冒頭表記されたもの）

捜査第一課の平成 1 4 年度の支払精算書（添付書類を含む。）のうち、個別の捜査費の支払事由、支払年月日及び支払金額の各欄並びに支払精算の年月日、捜査員の官職・氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、返納・不足の別、受領・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印、領収書を徴することができなかった理由の確認欄、添付書類の全て

捜査第一課の平成 1 4 年度の捜査費交付書兼支払精算書のうち、捜査諸雑費の交付を受ける捜査員の官職・氏名の各欄、交付年月日、交付額、捜査諸雑費の捜査員ごとの支払額、返納額、確認印の各欄、精算年月日、中間交付者である捜査員の官職・氏名及び印影、概算で中間交付者が受領した年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額

捜査第一課の平成 1 4 年度の支払伝票（添付書類を含む。）

捜査第一課及び地域課の平成 1 3 年度及び平成 1 4 年度の旅行命令簿（国

費)のうち、警部補以下の階級にある職員の氏名及び印影並びに警部以上の階級にある職員の住所及び職務の級並びに列車警乗用務に係る用務地及び旅行期間

捜査第一課及び地域課の平成13年度平成14年1月1日から同年3月31日までの旅行命令(依頼)書(県費)及び平成14年度の旅行命令(依頼)書(県費)のうち、警部補以下の階級にある職員の氏名及び印影並びに警部以上の階級にある職員の住所及び職務の級並びに列車警乗用務に係る旅行期間

2 審査請求に至る経過

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対して「公開質問に対する確認結果を出すに当たっての調査に関する文書の全て、及び、確認の関係書類等」についての開示請求(以下「本件開示請求」という。)を平成19年4月2日に行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条の規定に基づき、本件開示請求に係る公文書が著しく大量であり、すべての公文書に関する開示・非開示の審査等に相当の期間を要することを理由として、請求に係る公文書のうちの相当の部分について決定する期間を平成19年5月1日まで、残りの公文書について決定する期間を平成19年7月31日まで延長する旨を、平成19年4月12日に審査請求人に通知した。

そのうえで、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、

「確認結果報告書」

「捜査第一課の平成14年度の捜査費証拠書類(国費)のうち各月分の表紙並びに年度末における返納決議書、返納書及び領収書」

「捜査第一課の平成14年度の捜査費証拠書類(県費)のうち各月分の表紙、県費捜査費総括表及び返納通知書兼領収証書」

「捜査第一課の平成14年度の捜査費現金出納簿(国費)及び捜査費現金出納簿(県費)」(以下「本件公文書1」という。)

「捜査第一課の平成14年度の捜査費証拠書類(国費)のうち各月分の捜査費総括表」(以下「本件公文書2」という。)

「捜査第一課の平成14年度の捜査費証拠書類(国費)のうち捜査費支出伺、支払精算書(添付書類を含む)、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票(添付書類を含む)並びに捜査費証拠書類(県費)のうち捜査

費支出伺、支払精算書（添付書類を含む）、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票（添付書類を含む）」（以下「本件公文書3」という。）

「捜査第一課及び地域課の平成13年度及び平成14年度の旅行命令簿（国費）」（以下「本件公文書4」という。）

「捜査第一課及び地域課の平成13年度平成14年1月1日から同年3月31日までの旅行命令（依頼）書（県費）及び平成14年度の旅行命令（依頼）書（県費）」（以下「本件公文書5」という。）

を特定し、本件公文書1、本件公文書2、本件公文書4及び本件公文書5の一部を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）本件公文書3の全部を非開示とする公文書非開示決定処分（以下「本件処分2」という。）並びにその余の文書の全部を開示する公文書開示決定処分を行った。なお、実施機関は、「確認結果報告書」に係る処分を平成19年4月27日に、その余の処分を平成19年7月25日に行い、審査請求人に通知した。

また、実施機関は、本件開示請求に対応する文書のうち、「捜査第一課及び地域課の平成13年度平成13年4月1日から同年12月31日までの旅行命令（依頼）書（県費）」（以下「本件不存在決定対象文書」という。）について、佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年佐賀県条例第28号）附則第2項の規定に基づき、平成14年1月1日以降に作成し又は取得した公文書の中に存在しないことを理由として、公文書不存在決定（以下「本件処分3」という。）を平成19年7月25日に行い、審査請求人に通知した。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成19年9月25日に、佐賀県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

（1）本件処分1及び本件処分2に係る文書

条例第6条第9号該当性

本件公文書1の非開示とした部分には、捜査費の交付・返納年月日、特定の事件名、当該事件の捜査を担当する警察官の官職・氏名、捜査員の交付額や返納額等が記載されており、これらは、捜査活動等に密接に関連し、当該所属における、当該月の捜査活動等の実態そのものを反映し、数値的に表している情報である。

本件公文書 2 の非開示とした部分には、1 2 月分における「本月支払額」及び「残額」並びに 1 月分における「前月より繰越額」、「本月受入額」、「本月支払額」及び「本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（ ）又は追給額」が記載されており、これらは、本件公文書 1 について非開示とした情報と同一の情報である。

本件公文書 3 については、それぞれ個別の捜査活動において捜査費を執行したことに係る情報が記載されており、これらの情報は捜査活動等の実態を費用面から具体的に表すものである。

これらの情報を公にすると、

- ・ 特定事件における捜査の体制、方針、手法、進捗状況等といった捜査活動の実態が明らかになり、被疑者等事件関係者において対抗措置を講じられるおそれがある。
- ・ 仮に、既に捜査が終了した事件であっても、特定の種類の事件における捜査の体制、方針、手法、進捗状況等といった捜査活動の実態が明らかになれば、犯罪企図者において、今後の同種事件等を敢行する際の対抗措置を講じられるおそれがある。
- ・ 捜査協力者等が特定又は推察され、被疑者等事件関係者からの報復等のおそれがあるほか、警察と協力者等の信頼関係に支障を来し、以後の協力が得られなくなるおそれがある。
- ・ 捜査費を交付した捜査員が特定され、被疑者等事件関係者から報復等を受けるおそれがある。

など、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

また、本件公文書 4 の非開示とした部分には、列車警乗用務に係る旅行用務先及び旅行期間の情報が記載されており、本件公文書 5 の非開示とした部分には、地域課鉄道警察隊員に係る旅行月日が記載されている。

これらの情報を公にすると、列車警乗体制、活動時期、活動区域、活動手法等を推測することが可能となり、例え過去のものであっても、列車テロ等を含む重大な犯罪行為を企図する者が列車警乗のパターンを分析することにより対抗措置を講じることが可能となり、新たな犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

条例第 6 条第 2 号該当性

上記 の文書の非開示とした部分には、佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則（平成 1 3 年佐賀県公安委員会規則第 1 4 号。以下「規則」という。）第 2 条に該当する警部補以下の階級にある警察官をも

って充てる職又は同相当職の警察職員の氏名及び印影並びに捜査協力者の住所及び氏名が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、条例第6条第2号イからホまでのいずれにも該当しない。また、本件公文書4及び本件公文書5の非開示とした部分のうち、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及び同相当職の警察職員の住所及び佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）第3条に定める職務の級（以下「職務の級」という。）は、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、かつ、条例第6条第2号イからホまでのいずれにも該当しない。

（2）本件処分3に係る文書

警察本部長が管理している公文書については、佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年佐賀県条例第28号）附則第2項の規定により、平成14年1月1日以後に決裁、供覧等の手続が終了したものについて条例の規定を適用することとされているところ、捜査第一課及び地域課の平成13年度平成13年4月1日から同年12月31日までの旅行命令（依頼）書（県費）については、これに該当しないため、条例第10条第1項第3号により、公文書を管理していないことを理由とする非開示決定を行った。

（3）その他

県警察においては、条例第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し県民に説明する県の責務が全うされるようにするため、開示できる情報は可能な限り開示しているところである。

しかしながら、県警察は、本県内の治安責任を担っているところ、その責務を遂行するために必要となる捜査等の警察活動については、これまで述べたとおり、これに係る情報をすべて明らかにした場合、今後の警察活動に著しい支障を及ぼし、結果として、公共の安全と秩序の維持に支障が生じ、県民の負託にこたえることができないこととなる。

以上を踏まえ、本件について、警察本部長は、捜査等の警察活動を遂行するに当たって得た専門的・技術的な知見及び経験に基づき、開示することにより捜査等の警察活動に支障が生じる情報等につき慎重に検討した上で、当該情報については非開示とする旨の合理的な判断を行ったものである。

4 審査請求の理由の要旨

（1）本件公文書1、本件公文書2、本件公文書3、本件公文書4及び本件公文書5を条例第6条第2号及び第9号の理由により一部又は全部を非開示と

した処分は、条例第1条(目的)「県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し、県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に資することを目的とする」に反しており、不当である。

条例第6条第2号二の理由によって公務員の情報を非開示としているが、公務中の公務員に「個人の領域」は原則としてないものだと判断され、あるとしても極力限定的でなければならない。また、第2号による公務員情報の一律の非開示ははなはだ不当である。一件一件について可能な限り個別具体的な理由をもって開示請求者に説明する努力をし、県民の知る権利の尊重が図られるべきである。警察職員の給与に関する情報である「職務の級」、「氏名」が開示された場合に個人の権利利益を害するおそれがあるというのが抽象的である。県警以外の県職員において、給与に関する情報の「職務の級」、「氏名」が個人の権利利益を理由に非開示とされることはないのであり、警察職員のみ、「職務の級」、「氏名」を開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるとみなすのは不当である。また、特定の個人を識別できるためとしているが、警部補以下の階級の職員についても、公金の支出に係る情報は、県職員の職級・氏名の開示処分に準ずるべきである。

第9号を理由に開示しないことについては、警察本部は、犯罪の捜査等、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められると述べている。公共安全と秩序の維持は県民を守る警察としてまさに妥当な理由ではあるが、これを盾に公金の支出に係る情報公開をことごとく阻む警察の姿勢は、県民の信頼に対応できるものではない。おそれがあるというだけで各個別の情報を一律に非開示とすることは抽象的な処置である。「おそれがある」と認められるには、客観的で具体的理由が存在する場合でなければならない。また、情報公開請求した本件に係る捜査の内容が一律というわけがなく、捜査が現在では終了しているものについては、部分的に開示が可能であることも考えられる。非開示にするに当たっては一件一件について、可能な限り個別具体的な対処を行うべきであり、その中から非開示の理由が述べられなくてはならず、県民の知る権利の尊重をうたった条例第1条の(目的)に反している。たとえば、審査請求人の身近にあった事例であるが、軽微な事件の聞き合わせに、不特定多数の人間がいる聞き合わせ対象人物の職場を訪れた警察官が菓子折りを持参したケースの場合においても、この捜査費支出情報が非開示にされるということになる。このように捜査費支出はそのケース、ケースによって異なるはずのものと考えられ、全てが非開示でなければならないとするのは不当である。捜査の体制、方針、進捗状況などといった捜査活動に支障をきたすとした県警察本部長が述べる理由、あるいは、不

特定多数の人間がいる職場を訪れたような場合には、すでに捜査協力者などが特定されるおそれがあるにもかかわらず、捜査協力者が特定または推察され、被疑者など事件関係者からの報復のおそれがあるとした県警察本部長が述べる理由は不当である。

- (2) 本件処分3の理由が明確でない。「存在しない」とは、すでに廃棄しており保管していないということなのか、あるいは、単に県警の情報公開の実施が平成14年1月1日からであるため、保管しているが開示しないものであるのか不明である。保管しているのであれば、平成13年度の旅行命令簿(国費)が部分開示の対象とされていることと同じよう決定処分をすべきである。
- (3) 昨今、佐賀県は行政として行財政の削減や公金の公正な支出などを踏まえた施策に向け、県民との協働を広範に呼び掛けているが、実施機関の今回の一連の措置は、こうした流れに大きく逆行しており、県民として憤りと不信感を禁じ得ない。

情報公開請求を行う県民は、漫然と公開請求の対象を選定しているのではない。今回、請求した当該文書は、審査請求人が県警察本部内の不正疑惑を検証しようとするためである。県警察本部自らが県民に対し、県警本部内の偽造領収書による裏金づくり疑惑の調査内容を的確に説明したのであれば、当会が膨大な量の文書の開示請求をする必要もない。行政の情報公開は、公開請求の文書上においてだけでなく、それ以前の姿勢から成りたっていくべきものであると考える。

県警察の理由説明の結びにおいて、「条例第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し県民に説明する県の責務が全うされるようにするため、開示できる情報は可能な限り開示しているところである。」と述べているが、県民サイドの視点としては、県民への説明及び開示請求に応えるための可能な限りの努力を払って開示しているとはできない。当該文書は、5年、6年以前のものであり、捜査が既に終了した事件に係る情報は、説明責務に基づき開示範囲が拡大されうる部分も十分あることが考えられる。県警本部長は、捜査などの警察活動を遂行するに当たって得た専門的・技術的な知見及び、経験に基づき、開示することにより捜査等の警察活動に支障が生じる情報等につき慎重に検討した上で、非開示とする旨の合理的な判断を行ったと述べている。しかし、その合理的とした判断が、県民の県警察本部の不正疑惑払拭を妨げているものであり、不当かつ重大であるといわざるを得ない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案についてインカメラ審査を行った結果、次のよう

に判断する。

(1) 公文書の内容について

本件公文書 1 は、平成 1 4 年度の警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の捜査費現金出納簿である。

本件公文書 2 は、平成 1 4 年度の警察本部刑事部捜査第一課の国費の捜査費証拠書類のうち各月分の捜査費総括表である。

本件公文書 3 は、平成 1 4 年度の警察本部刑事部捜査第一課の国費及び県費の捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺、支払精算書(添付書類を含む。)、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票(添付書類を含む。)である。

本件公文書 4 は、平成 1 3 年 4 月から平成 1 5 年 3 月までの警察本部刑事部捜査第一課及び同生活安全部地域課の国費の旅行命令簿である。

本件公文書 5 は、平成 1 4 年 1 月から平成 1 5 年 3 月までの警察本部刑事部捜査第一課及び同生活安全部地域課の県費の旅行命令(依頼)書である。

(2) 警察本部における捜査費の事務の流れについて

捜査費は、犯罪捜査等に従事する警察職員の捜査活動のために必要な諸経費や犯罪捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費である。捜査費は、国庫が支弁する「国費捜査費」と県が支弁する「県費捜査費」いわゆる「捜査報償費」とに区分される。このうち「国費捜査費」は、警察法(昭和 2 9 年法律第 1 6 2 号)第 3 7 条第 1 項の規定を受けて、警察法施行令(昭和 2 9 年政令第 1 5 1 号)第 2 条に国費で執行できる犯罪等が定められており、主として薬物事件や数県にまたがる重要な事件等の犯罪捜査等に執行できる経費として、国から交付されるものであり、「県費捜査費」は「国費捜査費」で執行できるもの以外の犯罪捜査等に執行できる経費である。

実施機関の説明によると捜査費の事務の流れは、概ね次のとおりである。

(国費捜査費の場合)

取扱者(課長)は、翌月分の捜査費について、捜査中の事件、今後見込まれる事案等を勘案した所要額を取扱責任者(警察本部長)に対し交付申請をする。

取扱責任者は、各取扱者からの交付申請額の内容を精査の上各取扱者への交付額を決定し、各取扱者への交付額の総額を官署支出官(警察本部長)に支払請求をする。

官署支出官は、支払請求を受け、支払手続を行う。

支払手続の完了後、取扱責任者は、日本銀行佐賀代理店から現金で捜査費を受領する。

取扱責任者は、各取扱者に現金で捜査費を交付する。交付を受けた取扱者は、現金を取扱補助者である次席等に保管させ、現金出納簿に記帳

させる。

各取扱者は、月末に残高が生じたときは、翌月に繰り越して執行し、年度末の残高については、取扱責任者へ返納書に残高を添えて返納する。

取扱責任者は、各取扱者からの返納金（年度末残金）をとりまとめ、官署支出官に対し、返納に係る事務手続きを行う。

取扱責任者は、手続き完了後、日本銀行佐賀代理店で、返納金を国庫へ返納する。

（県費捜査費の場合）

取扱者（課長）は、翌月分の捜査費について、捜査中の事件、今後見込まれる事案等を勘案して、資金前渡職員（課長）に対して所要額を申請する。

資金前渡職員は、未確定資金前渡請求書を作成し、収支等命令者（会計課長）へ提出する。収支等命令者は、未確定資金前渡請求書から支出命令書を作成し、会計管理者へ送付する。

会計管理者は、内容を審査し、支払決定の手続きを経て、資金前渡職員の口座へ振込みの手続きを行う。

資金前渡職員は、指定金融機関の普通預金口座から現金を引き出し、捜査費の取扱者として、現金を取扱補助者（次席等）に保管させ現金出納簿に記帳させる。

資金前渡職員は、概ね当該月の末日に資金前渡精算書を作成し、収支等命令者に提出する。

収支等命令者は、資金前渡精算書の内容を審査し、返納金が生じた場合は、精算・返納命令書を作成し、会計管理者へ送付する。

精算・返納命令書の会計管理者決裁後、収支等命令者は返納命令書を資金前渡職員へ送付する。

資金前渡職員は、返納通知書に基づき、金融機関の窓口において、指定金融機関に設けられた県の口座に返納金を納付する。

次に、捜査費はその執行形態により「一般捜査費」と「捜査諸雑費」に区分される。このうち「一般捜査費」は、執行にあたり所属長の判断を必要とするもので、事件ごとにその用途を特定して交付されるものであり、「捜査諸雑費」は、聞き込み、張り込み等の日常的な捜査活動に使用する少額かつ多頻度の支出について、あらかじめ必要額を概算で捜査員に交付するものである。

（一般捜査費の場合）

取扱者（課長）は事件担当補佐から事件の内容や捜査の進展状況、情報の価値、協力の度合い等を聴取し、取扱補助者（次席等）に概算交付

額を指示する。取扱補助者は「捜査費支出伺」を作成し、取扱者の決裁後、取扱補助者が捜査員へ現金を交付する。

捜査員は、例えば、情報提供等に対する謝礼として協力者等に現金を交付し、協力者等から領収書を受領する。

捜査員は、現金の支給後速やかに「支払精算書」を作成し、支払いを証明する「領収書」を添付し、取扱補助者経由で取扱者に提出する。

取扱者は、捜査員から提出された「支払精算書」の内容を精査し、その結果、過不足が生じた場合には、追給・返納の手続きを行い、手続き完了後、取扱補助者に追給・返納額を現金出納簿に記帳させる。

(捜査諸雑費の場合)

毎月の初めに、取扱者は、中間交付者（課長補佐等）から捜査活動の過程で必要な諸雑費の必要額を聴取し、中間交付者への交付額を概算で決定する。取扱補助者は、当該概算額に基づき「捜査費支出伺」を作成し、取扱者の決裁後、中間交付者へ現金を交付する。

中間交付者は、「捜査費交付書兼支払精算書」により捜査費交付書を作成し、部下の捜査員へ諸雑費を概算で交付する。

捜査員は、捜査活動の必要により諸雑費を執行する。

捜査協力者等に謝礼として物品を交付する場合には、物品購入店等で物品を現金で購入して「領収書」を受け取り、捜査協力者等に物品を交付する。

捜査協力者等に直接現金を交付する場合や飲食代等の接触費、駐車料金等の場合には、現金支払い後、「領収書」を受け取る。

捜査員は、諸雑費を支払った都度、速やかに「支払伝票」を作成し、「領収書」を添えて、中間交付者へ提出する。中間交付者は、月末に捜査員から提出された「支払伝票」を取りまとめ、捜査員に概算で交付していた諸雑費に残金があれば返納させ、「捜査費交付書兼支払精算書」により支払精算書を作成する。

中間交付者は、「捜査費交付書兼支払精算書」に「支払伝票」と返納金を添えて取扱補助者を経由し取扱者へ提出する。

取扱者は、中間交付者から提出された「捜査費交付書兼支払精算書」と「支払伝票」の内容を精査し、決裁後、取扱補助者に返納金額を現金出納簿に記帳させる。

(3) 条例第 6 条第 9 号該当性について

条例第 6 条第 9 号には、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」につい

ては、開示をしないと規定している。本号の規定は、同条中の他の各号の規定と異なり、「支障が生ずるおそれがある」と認めることにつき、実施機関による第一次的な判断を尊重する規定となっている。これは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に関する情報は、その性質上、開示することによる支障について専門的・技術的な知識や知見に基づく判断が必要とされるという特殊性があると認められることから、開示・非開示の判断に当たって、まずは実施機関の第一次的な判断を容れるとの趣旨によるものである。

もっとも、開示・非開示の判断にあたって実施機関の判断を容れるとしても全く限定がないというわけではなく、自ずから判断が許容される限度があり、明らかに不合理な判断までが許容されるわけではない。実施機関の判断が不合理であることが明らかで到底是認できない情報については、その判断が相当性を欠くものとして、開示すべき情報に当たると考えるべきである。

したがって、審査会は、実施機関において犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるとした判断が不合理であるか否かについて検討することとした。

現金出納簿（本件公文書１）

現金出納簿には、「月日」欄に収入及び支払の月日が、「摘要」欄に具体的な事件名、捜査員の階級・氏名等が、「収入金額」欄に受入金額及びその月計額・累計額が、「支払金額」欄に個別の支払額及びその月計額・累計額が、「差引残高」欄に入出金前後の差引残高及び月計額・累計額の差引残高が記載されている。

このうち、「月日」欄の日付、「摘要」欄の具体的な事件名、捜査員の階級・氏名は、直ちに捜査の対象である事件、捜査の過程、捜査の時期、進展状況、捜査員の人数等の捜査体制や規模といった、個別の捜査に関する情報が察知されるものであって、これらの情報が明らかとなった場合には、被疑者等の事件関係者の逃亡やそれらの者による証拠隠滅、捜査の攪乱といった対抗措置を講じることが想定される。

一方、「収入金額」欄の個別の受入金額等、「支払金額」欄の支払額及び「差引残高」欄の入出金前後の差引残高は、これらの情報のみによって直ちに個別の捜査の動向等が明らかとなるわけではない。しかし、これらの情報が開示されれば、金額の多寡や支出の回数が明らかとなり、また、捜査費の返納に係る年月日が開示されていることから、ある月の中で捜査費が執行されたおおよその時期が把握される可能性がある。そうすると、一般人が新聞報道等で既に承知している事件内容や、犯罪者等の事件関係者が取り調べや捜査の過程等で独自に知り得た情報と照合することにより、捜査が活発化あるいは沈静化していた時期等が推察される可能性を否定できない。よって、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施

機関の判断に不合理なところは認められない。

なお、「収入金額」欄の月計額・累計額、「支払金額」欄の月計額・累計額及び「差引金額」欄の月計額・累計額のうち、12月分の月計額及び累計額並びに1月分の月計額が非開示とされている。これらの情報は、捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、これらの情報をもとに個別の捜査の動向等を推察することは困難であると考えられる。よって、本来は開示すべきであるが、当該非開示部分に限っては、当該月中の執行が1件しかないため、上記で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

ところで、以上の判断については、現に行われている個別の捜査等に係る情報であれば、当該捜査等への支障が明らかであるとしても、既に終結した過去の事件に係る情報であれば、必ずしも現在又は将来の捜査等に支障が生ずるおそれがあるとはまではいえないのではないかという疑問もある。しかし、過去に行われた犯罪と類似の犯罪を企図し若しくは模倣しようとする者又は現に類似の犯罪を敢行している者が、その知り得た他の情報と照合又は比較分析することにより、対抗措置を講じる可能性は否定できない。したがって、既に終結した過去の事件に係る情報であっても、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

捜査費総括表（本件公文書2）

本件公文書2には、前月からの繰越額、月ごとの受入額、支払額及び残額、月ごとに返納又は追給が生じた場合のその金額が記載されている。

このうち、12月分の支払額及び残額並びに1月分の前月からの繰越額、受入額、支払額及び本月交付分翌月返納・追給額並びに2月分の前月交付分本月返納・追給額が非開示とされている。

これらの情報については、上記で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

捜査費支出伺（本件公文書3）

捜査費支出伺には、個別の「支出事由」、捜査費の交付を受ける担当捜査員の官職・氏名、交付する金額、交付年月日が記載されているほか、支出伺の年月日、金額（交付内訳の合計額）、所属名が記載されている。また、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の押印がなされている。

このうち、個別の「支出事由」欄には、個別の事件名や捜査費を必要とする理由等が記載されている。また、捜査費の交付を受ける担当捜査員の

官職・氏名、交付する金額、交付年月日、金額(交付内訳の合計額)、支出伺の年月日、金額(当該支出伺において支出予定の額として冒頭表記されたもの)、捜査員の官職・氏名(当該支出伺において支出予定の金額の渡し先として冒頭表記されたもの)については、いずれも個別の捜査活動に関する情報である。これらの情報については、上記で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

しかし、「所属」欄には、捜査第一課の名称が記載されているが、これは本件開示請求が捜査第一課を特定して行われていることから当然のことであって、これを開示すると犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に合理性があるとは認められず、開示すべきである。

また、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の印影については、警部以上であり、かつ捜査員でない捜査第一課の課長及び次席の印影であることから、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に合理性があるとは認められず、開示すべきである。

支払精算書(本件公文書3)

支払精算書には、具体的な捜査費の「支払事由」、支払年月日、支払金額が記載されているほか、支払精算の年月日、支払精算の宛名、捜査員の官職・氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額(内訳の合計額)、差引過不足額、返納・不足の別、受領・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印が記載押印されている。また、領収書を徴することができなかつた理由が「支払事由」欄に記載されたとおりであることを確認する記名押印、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の押印がなされている。

このうち、捜査費の「支払事由」の欄には、具体的な事件名や情報提供者の氏名等が記載されている。前者は、個別の捜査活動に関する情報であり、上記で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。後者は、捜査協力者の特定につながる情報である。警察に対する情報提供等の捜査協力には大きな危険を伴うものであることから、捜査協力者の秘密は、最大限に守られなければならないものである。仮にこの秘密が守られなかった場合には、捜査協力者の保護に欠けるのみならず、当該事件及び以後に発生する事件の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できる。また、捜査協力者の保護の必要性は事件の終結によってなくなるものではなく、秘密保護の保証がなければ、捜査協力者が協力を躊躇し、現在又は将来の捜査等

に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

捜査費の支払年月日、支払金額及びその合計額、支払精算の年月日、捜査員の官職・氏名及び印影、捜査費の受領年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別、領収等年月日、領収印は、いずれも個別の捜査活動に関する情報である。これらの情報については、上記 で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

また、領収書を徴することができなかつた理由が「支払事由」欄に記載されたとおりであることを確認する記名押印欄には、領収書を徴することができなかつた場合には、捜査員でない捜査第一課長の印が押印されるが、この情報によって、捜査協力者が存在することが認められる。仮に捜査協力者を特定するに至らなかつたとしても、捜査協力者自身に不安を生じせしめ、現在又は将来の捜査等への協力を躊躇する可能性を否定できない。よって、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

しかし、支払精算の宛名に記載されている捜査第一課長の職名、取扱者及び補助者の決裁印、現金出納簿登記者の印影については、警部以上であり捜査員でない職員の印影等であり、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に合理性があるとは認められず、開示すべきである。

捜査費交付書兼支払精算書（本件公文書3）

捜査費交付書兼支払精算書には、捜査諸雑費の中間交付者である捜査員から個別の捜査員に交付する時点で、交付を受ける捜査員の官職・氏名、交付年月日、交付額が記載されるとともに、これを精算する時点で、捜査諸雑費の実際の支払額、返納額、確認印が記載押印される。また、精算年月日、支払精算の宛名、中間交付者である捜査員の官職・氏名及び印影、概算で中間交付者が受領した年月日、既受領額、交付額、支払額、返納額が記載されている。支払精算の内容については、取扱者及び補助者の確認印並びに現金出納簿登記者の押印がなされている。

捜査諸雑費の交付を受ける捜査員の官職・氏名、交付年月日、交付額及びその合計額、捜査諸雑費の捜査員ごとの支払額及びその合計額、返納額及びその合計額、確認印、精算年月日、中間交付者である捜査員の官職・氏名及び印影、概算で中間交付者が受領した年月日、既受領額、交付額、

支払額、返納額は、いずれも個別の捜査活動に関する情報である。これらの情報については、上記 で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

しかし、支払精算の宛名に記載されている捜査第一課長の職氏名、取扱者及び補助者の確認印、現金出納簿登記者の印影については、警部以上であり捜査員ではない職員の印影等であり、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に合理性があるとは認められず、開示すべきである。

支払伝票（本件公文書 3）

支払伝票には、捜査諸雑費の個別の支払年月日、金額、支払先、支払事由が記録されている。

これらの内容は、個別の捜査活動に関する情報であるとともに捜査協力者を特定する情報を含むものであり、上記 及び で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

添付書類である領収書（本件公文書 3）

領収書には、領収年月日、受領金額、受領者の住所、氏名及び印影が記録されている。

これらの内容は、個別の捜査活動に関する情報であるとともに捜査協力者を特定する情報を含むものであり、上記 及び で述べたとおり、犯罪の捜査等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

旅行命令簿（国費）（本件公文書 4）

本件公文書 4 には、所属部局課、官職、氏名、住所、職務の級、旅行発令月日、用務名、用務先、旅行期間、旅行命令権者・旅行者・支出官の印影、概算払又は精算払いの月日及び金額等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第 6 条第 9 号により非開示としている、地域課職員による列車警乗用務に係る用務先及び旅行期間は、複数の県にまたがる列車警乗用務の具体的な実施状況が推察されるものであり、テロ等の重大な犯罪行為の予防等に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の判断に不合理なところは認められない。

旅行命令（依頼）書（県費）（本件公文書 5）

本件公文書 5 には、所属、年度、旅費区分、職名、職務の級、氏名、住所、用務名、旅行月日、出発地、交通機関、目的地、旅費額、係・係長・副課長・課長の決裁印等が記載されている。

このうち、実施機関が条例第 6 条第 9 号により非開示としている、地域

課職員による列車警乗務に係る旅行期間については、上記 で述べたとおり、実施機関の判断に不合理なところは認められない。

(4) 条例第 6 条第 2 号該当性

条例第 6 条第 2 号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該公文書の開示をしないものとされている。また、同号ただし書二では、公務員等の職務の遂行に関する情報を開示することとされている一方、当該公務員が佐賀県公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員に関する情報が当該警察職員の職務遂行情報であっても開示しないこととされており、当該警察職員については、「佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則」（平成 13 年佐賀県公安委員会規則第 14 号）第 2 条において、「条例第 6 条第 2 号二の規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。

本件公文書 3 の支払精算書、支払伝票及び添付書類に記載されている捜査協力者の住所及び氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、実施機関が本号により非開示としたことは妥当である。

本件公文書 1 の現金出納簿、本件公文書 3 の捜査費支出伺、支払精算書及び捜査費交付書兼支払精算書に記載されている捜査員の氏名は、公務員の職務の遂行に関する情報であるが、警部補以下の職員である捜査員の氏名について、実施機関が本号により非開示としたことは妥当である。

本件公文書 4 及び本件公文書 5 に記載されている情報のうち、実施機関は、警部補以下の階級にある職員の氏名及び印影のほか、警部以上の階級にある職員の情報については、氏名を開示する一方、住所及び職務の級について、本号により非開示としている。

このうち、警部補以下の階級にある職員の氏名及び印影は、上記のとおり、実施機関が非開示としたことは妥当である。

また、職員の住所は当該職員の私事に関する情報であり、職務の級は、当該職員の給与の額が推認されることから、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、実施機関が非開示としたことは妥当である。

(5) 本件処分 3（公文書不存在決定）について

佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例（平成 12 年佐賀県条例第 28 号。以下「本件改正条例」という。）による条例の改正は、佐賀県公安委員会及び佐賀県警察本部長が実施機関に加わることに伴うものである。

その経過措置として定められた本件改正条例附則第 2 項において、「この

条例の施行の日以後に決裁、供覧等の手続が終了した公文書について適用し、同日前に決裁、供覧等の手続が終了した公文書については、なお従前の例による」と規定されている。

また、佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成13年佐賀県公安委員会規則第15号）において、「佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年佐賀県条例第28号）の施行期日は、平成14年1月1日とする。」と規定されている。

審査会としては、本件改正条例附則第2項の規定が必ずしも実施機関が改正後の条例施行日より前に決裁、供覧等の手続を終了した文書に対する情報公開の要請を一切否定するものではなく、特に本件公文書4において、平成13年4月1日から同年12月31日までの出張に係る部分も本件開示請求に対応する公文書の一部として特定されていることから、本件不存在決定対象文書について同様の取扱いをすることが許されないわけではなく、開示できる情報は可能な限り開示されることが望ましいと考えるが、上記の規定の下において、条例の適用を受ける公文書の中に本件不存在決定対象文書が存在しないと判断した実施機関の判断そのものは、妥当といわざるを得ない。

（6）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、不正経理の疑惑を解明することを理由に公開の請求を行った旨主張する。もとより、条例は、県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に資することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならないものである。しかしながら、当該主張のような理由をもって非開示情報を開示しなければならないとする条例上の規定はなく、審査会としては、条例の定める範囲内で開示・非開示の判断を行ったものである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

当審査会の審査経過は、別表のとおりである。

(別表)

年 月 日	審 査 経 過
平成 19 年 10 月 3 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理
平成 19 年 10 月 10 日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理
平成 19 年 11 月 1 日	・ 審査請求人からの意見書を受理
平成 19 年 11 月 6 日 (平成 19 年度第 1 回審査会)	・ 審 議
平成 19 年 11 月 16 日 (平成 19 年度第 2 回審査会)	・ 審 議
平成 19 年 11 月 20 日 (平成 19 年度第 3 回審査会)	・ 審 議 ・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	会長職務代理者
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会常任理事	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)